

## 福島県体験の機会の場の認定に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。）に基づき、福島県内における法第20条第1項に規定する体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定（体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が中核市（福島市、郡山市及びいわき市）に所在する場合及び他県にわたって所在する場合を除く。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(体験の機会の場の認定)

第2条 福島県内において、法第20条第1項に規定する体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（事業者、個人及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「個人、民間団体等」という。）に限る。）は、次に掲げる書類を添付し、規則様式第7により、知事に申請するものとする。なお、申請書の提出部数は、正本1部及びその写し1部とする。

- (1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（発行日から6か月以内のもの。）
- (2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。）又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面（様式第1号）
- (4) 直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行った事業の実績を記載した書類（様式第2号）
- (5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書（様式第3号）並びに収支予算書（様式第4号）
- (6) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類（様式第5号及び様式第6号）

- (7) 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類（様式第7号）
- (8) 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類（様式第3号）
- (9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。）又はこれに準ずるもの
- (10) 認定の申請に係る体験の機会のある場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（様式第8号）
- (11) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）を遵守する旨を記載した誓約書（様式第9号）
- (12) その他参考となるべき事項を記載した書類

（認定等の通知）

第3条 知事は、認定をした場合においては、法第20条第6項の規定に基づき、様式第10号により、その旨を申請者に通知するとともに、様式第15号により、認定証を交付するものとする。

2 知事は、認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の内容等が法第20条第1項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、法第20条第7項の規定に基づき、様式第11号により、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（認定の変更等の届出）

第4条 認定を受けた体験の機会のある場を提供する個人、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したときは、同条第8項の規定に基づき、変更事項に係る第2条第1項に掲げる書類を添付して、規則様式第8号により、その旨を知事に届け出るものとする。なお、届出書の提出部数は、正本1部とする。

2 知事は、届出事項が法第20条第1項に掲げる要件に適合すると認める場合は、遅滞なく、認定民間団体等に対し届出事項を反映した認定証を交付するものとする。

3 認定民間団体等は、届出事項を反映した認定証が知事から交付されたときは、届出

事項が反映されていない認定証を知事に返還しなければならない。

- 4 認定民間団体等は、認定を受けた体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、法第 20 条第 8 項の規定に基づき、規則様式第 9 により、その旨を知事に届け出るものとする。なお、届出書の提出部数は、正本 1 部とする。
- 5 第 1 項及び第 4 項の届出は、当該変更のあった日又は提供を行わなくなった日から 30 日以内に届け出るものとする。

(認定の有効期間の更新)

- 第 5 条 認定民間団体等は、有効期間の更新を受けようとする場合には、法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、規則様式第 10 により、有効期間が満了する日の 30 日前までに知事に申請するものとする。なお、申請書の提出部数は、正本 1 部とする。
- 2 知事は、有効期間を更新した場合においては、遅滞なく、認定民間団体等に対して認定期間を更新した認定証を交付するものとする。
  - 3 認定民間団体等は、前項の規定による認定証が知事から交付されたときは、認定期間が更新されていない認定証を知事に返還しなければならない。
  - 4 知事は、更新を認めない場合には、様式第 11 号により、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定を受けた体験の機会の場に係る周知等)

- 第 6 条 知事は、認定をしたときは、法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県のホームページ等の利用により、法第 20 条第 3 項各号に掲げる事項について周知するものとする。

(状況報告)

- 第 7 条 認定民間団体等は、法第 20 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書類を添付し、様式第 12 号により、その運営の状況を知事に報告するものとする。なお、報告書の提出部数は、正本 1 部とする。
- (1) 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況 (様式第 13 号)
  - (2) 前号の事業に係る収支決算 (様式第 13 号)

2 規則第 12 条第 1 項の知事が定める日は、翌年度の 6 月末日とし、規則第 12 条第 2 項の知事が定める期間は、当該事業の実施状況等を勘案して知事が決定するものとする。

(認定の取消し)

第 8 条 知事は、法第 20 条の 6 第 1 項の規定に基づき認定を取り消したときは、法第 20 条の 6 第 2 項の規定に基づき、様式第 14 号により、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知するものとする。

(庶務)

第 9 条 この要綱に関する事務は、生活環境部生活環境総務課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月19日から施行する。